市町村立学校等の教職員 給与費の国庫負担(1/3) ※別途交付税措置あり

国(文科省)

- ・制度の枠組みの制定
- 全国的な基準の設定
- 教育条件整備のため の財源保障 等

• 指導、助言、援助

一定の条件の下での 是正の要求や指示

知

- 予算執行、契約締結、教育財産の 取得・処分
- 教職員定数、給与、勤務条件、任 免・懲戒等に係る条例の制定
- 都道府県教育委員会委員の任命

都道府県議会

委員任命 の同意

•調查、監視 予算、条例の議決

都道府県教育委員会

- (高等学校、特別支援学校の設置、運営)
- 小・中学校の教職員の給与負担、人事(※1)、研修(※2)
- 教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助

都道府県立学校

教育の実施

教職員の 給与費の負担 指導 助言 援助

教職員の任免 に係る内申

教職員

の任免

町村教育委員会

- ・小中学校の設置、運営
- 小・中学校の教職員の服務監督

市町村立学校

教育の実施

市町村長

- 予算執行、契約締結、教育財産の 取得・処分
- 市町村教育委員会委員の任命

委員任命 の同意

市町村議会

•調査、監視 予算、条例の議決

※別途交付税措置あり ・教科書の無償給与

の国庫負担(1/2等)

義務教育諸学校等の施設費

- ※1 政令市においては、教職員の人事権あり(但し、給与負担は都道府県)
- ※2 政令市及び中核市においては、研修を自ら実施

我が国の義務教育制度(国・都道府県・市町村の役割分担)一覧

主な役割

○学校制度等に関する基本的な枠組みの設定

- 【例】・「学校教育法」等による学校教育制度の設定
 - ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育行政制度の設定
 - ·教科書検定制度(学校教育法第34条)
 - ・教職員免許制度(免許状の種類,授与権者,効力等)の設定(教職員免許法第1条)

○全国的な基準の設定

- 【例】・小中学校等の学校の設置基準(編制、施設設備等)の設定(学校教育法第3条)
 - ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定(学校教育法第 33 条、学校教育法施行規 則第 25 条等)
 - ・学級編制と教職員定数の標準の設定(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定 数の標準に関する法律第1条)

国 〇地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援

- 【例】・市町村立小・中学校等の教職員の給与費【国庫負担1/3】(義務教育国庫負担法第 1条)
 - ・校舎の建設等に要する経費【国庫負担1/2等】(義務教育諸学校等の施設費の国庫 負担等に関する法律第1条、第12条)
 - ・教科書の無償給与 (義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律第1条)

〇指導・助言・援助

【例】・教育内容や学校運営に関する指導、助言、援助(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条)

〇一定の条件の下での是正の要求や指示

【例】・教育委員会に法令違反等がある場合、是正の要求や指示(地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第49条、第50条)

〇広域的な処理を必要とする教育事業の実施

- 【例】・市町村立小・中学校等の教職員の任免、分限、懲戒、異動の発令等(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、38条、40条)※政令市においては自ら実施
 - ・校長、教員その他の教育関係職員の研修(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、地方公務員法第39条)※政令市・中核市においては自ら実施
 - ・教職員の定数、給与、勤務条件、任免・分限・懲戒等の条例制定(地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第41条、42条、43条)

〇市町村における教育条件整備に対する財政的支援

【例】・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担(市町村立学校職員給与負担法第1条)※内1/3は国費負担あり

〇指導・助言・援助

【例】・教育内容や学校運営(学校の組織編成、教育課程、学習指導、教科書の採択など) に関する指導、助言、援助(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条)

○学校等の設置管理

【例】・市町村立の小・中学校の設置管理(学校教育法第 5 条、第 38 条、第 49 条)

○教育の服務監督

- 【例】・県費負担教職員の服務監督(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条)
 - ・都道府県委員会の任免その他の処分に係る内申(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条

〇教育の実施

【例】・教育の実施(学校教育法第29条、第30条、第45条、第46条)

県

市

町

村

.

学

校

総額裁量制の概要

- (1)内容: 義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、給与額や教職員配置に関する地方の裁量を大幅に拡大する仕組み(平成 16 年度から導入)
- (2)算定

【前提】

- 。標準法により必要な教職員定数の算定
- ○実支出類の原則1/3の国庫負担
- ○人材確保法に基づく教員の給与水準の確保

給与単価

教職員の平均給与単価を県ごとに算定(教員 の給与は、行政職の国家公務員の給与よりも 優遇)

教職員定数

義務標準法に基づいて定数を算定(標準法に含まれていない産休代替、育児休業代替教職員等も対象として加える)



負担金総額

実際の執行では、各県が総額の 中で給与と教職員数を自由に決 定

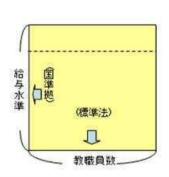
《国庫負担制度の主な改善点》

・給与の種類・額を自由に決定

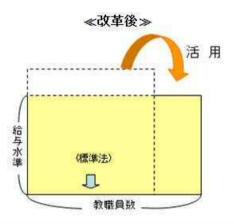
費目ごとの国庫負担限度額がなくなり、総額の中で給与を自主的に決定できるようになった。

・教職員数を自由に決定









教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外だった。また、給与水準を引き下げると国庫負担額も減少した

給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能 になった

義務教育職員関係経費に対する財源措置の現状(イメージ)

※ 下図は、地方財政計画に計上されている標準的な経費に関する概念図であり、実際には、このほか にも国庫負担対象外の道府県の単独加配職員の配置経費等がある。

